

山形県立新庄病院 院内感染対策指針

第1 趣旨

山形県立新庄病院における院内感染予防対策及び院内感染発生時の対応等における院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的として定めたものである。

第2 院内感染対策に関する基本的考え方

全ての患者に対しての感染対策（血液、体液、排泄物、粘膜、損傷した皮膚は感染の可能性のある対象として対応する＝標準予防策）および感染経路別予防策を実践することにより、患者と医療従事者双方における院内感染の危険性を減少させる。

第3 院内感染のための委員会その他の当該病院の組織に関する基本事項

院内感染発生時の迅速な対応策、及び院内感染の対策・予防を図るため次の組織を設置する。

1. 院内感染予防対策委員会

1) 所掌業務

- (1) 院内感染予防対策に関すること。
- (2) 院内感染の調査及び事故対策に関すること。
- (3) 職場の感染予防対策にあたっての指導、助言に関すること。
- (4) ICT(感染制御チーム)の会議結果の審議に関すること。
- (5) 院内感染予防対策マニュアルに関すること。
- (6) その他院内感染に関すること。

2) 院内感染対策委員会の開催

- (1) 毎月1回開催する。また必要な場合、委員長は臨時院内感染予防対策委員会を開催することが出来る。
- (2) 院内感染予防対策委員会は、病院長が任命した委員長および委員（院長、副院長、医師、事務局長、事務局次長、医療福祉相談専門員、総務課職員、施設用度職員、医療安全管理者、看護副部長、看護師長、主任看護師、薬局長、臨床検査技師長、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、理学療養士等）で組織する。

2. ICT(感染制御チーム)

1) 所掌業務

- (1) 週1回程度の定期的な院内巡回
- (2) 院内感染患者の把握
- (3) 感染防止対策の実施状況の把握、指導
- (4) 感染の発生率に関するサーベイランスの実施、評価
- (5) 院内感染予防対策委員会への報告
- (6) 職員への教育
- (7) その他院内感染に関すること

2) ICTの開催

- (1) ICT は、院内感染予防対策委員会の下部組織として院内感染対策の中核となり、週 1 回程度のラウンドを実施し、院内各部署の感染症の発生状況や感染対策の実施状況を把握し、機動力を発揮して、未然に院内感染を防ぐことを目的にした実働部隊である。
- (2) ICT は、院内感染予防対策委員長が任命したリーダーおよび委員（医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、事務職員等）で組織する。

第4 院内感染対策のための従業員に対する研修に関する基本方針

医療従事者は感染対策について意識を高くもっていなければ、院内感染予防対策を徹底することはできない。患者および医療従事者の感染リスクを最小限にする為、院内感染管理の基本的考え方および 具体的方策について、職員に対し以下のとおり教育・研修を行う。

- 1) 就職時研修の実施および全職員を対象とした継続研修を年 2 回程度行う。
- 2) 院内感染の増加が疑われた場合や確認された場合は、全体あるいは部署や職種を限定として、院内感染対策に関する教育、研修を行う。

第5 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内感染の定義

- ・病院内に感染源があり入院後 48 時間以上経過し、原疾患とは別に感染した感染症を指し、医療従事者が感染し発病した場合も院内感染とする。
- 1) 当院の細菌検査結果や感染報告書などから微生物の検出状況を把握し、院内感染予防対策委員会および ICT に報告する。
 - 2) 対象限定のサーベイランスを実施し、感染対策の改善に活用する。

第6 院内感染集団発生時の対応に関する基本方針

院内感染発生が疑われる場合には ICT が情報収集を行い迅速に特定し対応する。必要に応じ臨時院内感染対策委員会を招集し感染経路の遮断及び拡大防止に努める。

第7 患者等に関する当該指針の閲覧に関する基本方針

一般住民に対しては、院内感染対策指針をホームページで公開する。

第8 その他の当該病院等における院内感染防止対策の推進のために必要な基本事項

職員に院内感染対策を周知するため、院内感染対策マニュアルを院内感染予防対策委員及び各病棟・各外来、各所属に配布する。

- (附則) この指針は 平成 19 年 8 月 1 日より施行する
平成 22 年 5 月 19 日 一部改定
平成 23 年 5 月 1 日 一部改定